

令和8年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年5月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和8年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和8年5月19日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和8年5月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和8年5月25日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和8年5月25日 14時01分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 13名 欠席 6名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	▲
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	▲
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	▲
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	向久保 勉	議席番号 8番	熊澤威人
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	高橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木 桂		
	農地調整係長	松尾 竜也		
	農地調整係主任	恩賀 ひとみ		
	農地調整係主事	野沢 雄喜		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号4番 竹田憲治委員仕事のため、議席番号5番 齊藤由希子委員仕事のため、議席番号13番 田村昭雄委員仕事のため、議席番号14番 中村一彦委員仕事のため、議席番号15番 三浦隆委員仕事のため、議席番号16番 工藤嘉充委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上6名の欠席となっており、出席委員数は19名中13名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和8年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号7番 向久保勉委員と議席番号8番 熊澤威人委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第2回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第2回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 8 年 5 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 8 年度第 2 回総会について

3 項目め。令和 8 年度就農相談会（第 1 期）アドバイザーの派遣について

4 項目め。八幡平市地域農業支援委員会委員の推薦について

以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より「3 項目め及び 4 項目め」の報告を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について協議を行った結果、6 月 10 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 8 年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、6 ページに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

5 情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はございませんでした。

そのほかの内容につきましては、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 8 年度第 2 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 8 年 5 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 7 ページをご覧ください。

令和 8 年 4 月 24 日から令和 8 年 5 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 3 は先月の総会内容、まる 4 番は 3 月の総会内容となります。まる 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 5 月 18 日の月曜日でございます、8 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 5 番委員齊藤由希子委員、農業委員の 6 番委員古川美枝子委員、推進委員の西根北地区の 2 番委員遠藤光広委員、推進委員の安代地区の 2 番委員立花忠彦委員の 4 名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる7番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年4月16日から令和8年5月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは6件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

関係資料1ページから2ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第7地割9-1、畑、364㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後はリンゴを作付予定です。

申請番号2：帷子第16地割11-3、畑、162㎡を含む2筆3,394㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人の母が自己保全管理及び野菜を作付しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号3：松尾第18地割84、田、538㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号4：野駄第6地割1-1、畑、1,876㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は柿を作付予定です。

譲受人は、県外在住者ですが、松尾寄木地内に拠点地を有しています。

申請番号5：上の山45-4、畑、50㎡を含む2筆217㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号6：松尾寄木第29地割332、田、2,558㎡です。

申請番号7との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号7：松尾寄木第29地割365-1、田、2,300㎡です。

申請番号6との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員遠藤光広委員にお願いいたします。

農地利用最適化推進委員（遠藤光広委員）

農地利用最適化推進委員の遠藤です。よろしくお願いいたします。それでは、私の方から報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から北西へ約650mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約1.5kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から南東へ約1.3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから南東へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、安代インターチェンジから北へ約260m以内に点在しています。現況は、野菜が作付けされておりました。

申請番号6番ですが、位置は、寄木小学校から南へ約400mの地点です。現況は、水が張っており、田植え前の状態でした。

申請番号7番ですが、位置は、寄木小学校から南東へ約400mの地点です。現況は、水が張って

あり、田植え前の状態でした。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：田頭第3地割86-2、田、43㎡を含む2筆1,119㎡です。

転用の目的は、売買による農業用倉庫および車庫の設置です。

申請者は、水稻農家ですが、経営の効率化を目的に乾燥機などを新規導入するため自宅に近い申請地を選定したものです。

申請地の農地区分は、第1種農地、例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途

の一つである農業用施設です。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員遠藤光広委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（遠藤光広委員）

はい。それでは報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は田頭小学校から南西へ約700mの地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

18番委員（松村委員）

すみません。18番、松村です。ここ、田んぼなんですけれども、農業用施設の時も5条申請しなければならいんでしょうか、というのがひとつです。そして、いままでだったら農業用施設は届出というか、そこまで厳格にしないでやっているところが多いみたいなんですけれども、そうするとハウスなんかを建てるときも5条申請という形なのか、その辺をお聞きしたいです。

事務局（恩賀主任）

はい。農業用施設でも200㎡を超えるものであれば許可申請が必要ですし、あとはハウスということでしたが、基礎があるなしなどで申請が必要か必要ではないかということがございます。

以上です

議長（三浦会長）

どうですか。

18 番委員（松村委員）

もう一回お願いします。18 番松村です。

200 m²を超えると申請が必要と。それ以下だったら良いんだけどと。これ、倉庫兼車庫が 109。2 棟でもそして同じ場所で 200 超えるという形ですか。

あともうひとつ。そのハウスの中、基礎を造るか造らないかということがありますけれども、なんか前、簡易牛舎みたいなもののハウス牛舎みたいなのに基礎付けても良いような話を聞いたことがあったような気もするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。お願いします。

すぐに出なければ、あとでいいです。

事務局（恩賀主任）

質問の前半の部分ですが、建物の面積だけではなく、その施設用地を含んで 200 m²でございますので、今回の申請については 5 条申請で対応しています。後半の質問部分につきましては確認が必要になりますのでいま回答できません。

以上です。

18 番委員（松村委員）

はい、わかりました。

議長（三浦会長）

では、あとでわかった時点で回答お願いします。

そのほかに質問ありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

それでは「なし」と認め、この案件について質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページから21ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定35件、使用貸借権設定17件、所有権移転が8件の合計60件で全件新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～7番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号8番～11番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号12番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号13番～35番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号36番～39番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号40番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号41番～52番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号53番～54番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号55番～58番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号59番～60番は、松尾地区に係る申請です。

なお、申請番号59番及び60番は、令和7年度第12月総会で、申請番号60番の法人の代表が個人で買い受けすることで計画案を決定いただきましたが、その後、法人化したことから、個人での買い受けの申請を取り下げ今回、改めて、法人で取得することで、ご審議いただくものです。

続きまして、申請番号56番及び60番ですが、法人が新規で農地を取得する案件となります。

法人が農地の所有権を取得するには、農地法第2条第3項に規定される農地所有適格法人の要件を満たしている必要があります。

それでは、関係資料11ページをご覧ください。

この資料は、農林水産省が公表しているものです。

農地所有適格法人の要件は「法人形態」「事業内容」「議決権」「役員」の4つがございます。

1の法人形態は記載のとおりです。

2の事業内容ですが、主たる事業が、農業関連事業を含む農業であって、売上高の過半を占める必要があります。

3の議決権ですが、農業関係者が総議決権の過半を占める必要があります。

4の役員ですが、法人の役員の過半が農業に常時従事する構成員である必要があります。

次に、今回の譲受人の農地所有適格法人の要件の適合状況について説明いたします。

まずは、申請番号56番です。

1の法人形態は合同会社、2の事業は農業が100%、3の議決権は農業関係者が100%を占めて

おり、4の役員は、役員全員が農業に常時従事していることから農地所有適格法人のすべての要件を満たしていると判断できます。

次に、申請番号60番です。

1の法人形態は株式会社、2の事業は農業が100%、3の議決権は農業関係者が100%を占めており、4の役員は、役員全員が農業に常時従事していることから農地所有適格法人のすべての要件を満たしていると判断できます。

おわりに、当該法人は、2者とも、個人で認定農業者であった者が法人化し、現在、法人として認定農業者となっております。個人の事業実績からも経営は安定しており、今後、法人として、農地を取得しても支障のないものと判断しました。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

これより、質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

5 閉会（14時01分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月25日

会 長 _____

7番委員 _____

8番委員 _____

令和8年度

第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和8年5月25日（月）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第2回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会